

# 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

春日井市

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会



## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

春日井市(以下「甲」という。)と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害が発生した際(以下「災害時」という。)における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時における災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に協力を得て行う必要な役務及び資機材等の提供を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「災害廃棄物」とは、がれき(災害時に損壊した建築物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等)、生活系ごみ(災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ)等の廃棄物をいう。
- (2) 「災害廃棄物の処理等」とは、次に掲げる事項をいう。
  - ア 災害廃棄物の撤去
  - イ 災害廃棄物の収集及び運搬
  - ウ 災害廃棄物の分別及び処分
  - エ その他必要な事項

### (協力の要請)

第3条 甲は、災害時において役務の提供が必要となった場合、乙に対して災害廃棄物の処理等の協力を要請することができる。

### (要請の手続)

第4条 前条の要請は、乙に対して災害時における災害廃棄物処理等の協力要請書(様式第1号)(以下「協力要請書」という。)をもって、要請するものとする。ただし、緊急を要する時には、電話等により要請し、その後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 履行の場所
- (6) 履行の期間
- (7) 前各号に伴う必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(情報の提供等)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図られるように、乙の会員等における協力体制及び伝達体制の整備並びに情報等の収集に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第4条の要請を受け、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項について災害時における災害廃棄物処理等の協力実施報告書(様式第2号)(以下「協力実施報告書」という。)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 実施業務内容
- (4) 従事者氏名
- (5) 履行の場所
- (6) 履行の期間
- (7) その他甲が乙に指示した事項

(費用の負担)

第8条 乙が第4条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 該当作業中による発生した事故の補償については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に遅滞なく速やかにその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき災害廃棄物の処理等の価格は、市場の適正な価格を基準とし、役務等の提供後、乙の提出する協力実施報告書に基づき、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備及び情報提供)

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲において春日井市環境部局担当課、乙においては一般社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときには、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから文書による協定の解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年11月19日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井市  
代表者 春日井市長

伊藤 太



乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号  
第8フクマルビル5階

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会  
代表者 会長

永井 良



様式第1号

年 月 日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会  
会長 様

春日井市長

印

### 災害時における災害廃棄物処理等の協力要請書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

春日井市長

様

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会  
会 長 印

## 災害時における災害廃棄物処理等の協力実施報告書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

